

玉川大学学生会・芳友会（学友会）

学 生 会

玉川大学教育学部教育学科通信教育課程学生会は、通信教育課程に在籍する学生によって組織され、厳しい自律と責任の上になつて、学友間の相互啓発と学問的視野を拡大するとともに、豊かな学生生活をとおして、建学の精神である全人としての人格形成をめざしている。

学生会の活動は主に、①教材研究、討議、レクリエーションなどの学習会や、情報交換（交流会）などの学生同士がふれあい学び合う環境づくり、②会報やWebサイトなどを通じた全国の学生との情報交換・共有の促進、そして③卒業生・修了生や芳友会員（通信教育部・通信教育課程卒業生の会員）との接点の場を設け、縦の繋がりを作る。

大学は学生会の健全発展のためにはできるだけの後援をしたい考えであるが、こうした通信教育学習の意義と活動の困難さを理解し、学生相互の積極的な協力によって、学生生活がより豊かに、より高められるよう望む。

学生会にかかわる通信教育課程の窓口は学生支援センターであり、会費の収納を代行している。

なお、学生会役員一覧を「玉川通信」ないし「WebTAMA」に掲載する。

玉川大学教育学部教育学科通信教育課程学生会規約

第1章 総 則

第1条 本会は玉川大学教育学部教育学科通信教育課程学生会と称する。

第2条 本会は玉川大学教育学部教育学科通信教育課程内に拠点を置く。

第2章 目 的

第3条 本会は会員の自主自律の精神に基づき、大学と協力して学生の統一した要望を具現し、学問の向上と人格の陶冶を図り併せて学生相互の親睦と玉川精神の実現普及に努めるものとする。

第3章 事 業

第4条 前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学生のより深い学びを促進する事項
2. 学生相互の情報交換・親睦に関する事項
3. 大学通信教育学生会連絡協議会に関する事項
4. 大学及び、教員との連絡・連携
5. その他

第4章 組 織

第5条 本会は玉川大学教育学部教育学科通信教育課程学生（正科生・科目等履修生）を以て組織し、各都道府県に支部を置くことができる。

第6条 本会に代表総会及び本部役員会を置く。代表総会は代表総会出席者を以て構成し、本部役員は、会長、副会長、書記、会計及び本部役員を以て組織する。

第5章 役 員

第7条 本会は次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長3名まで、会計監査2名以上とし、書記、会計、本部役員は必要に応じた人数とする。
2. 第1項に定める役員を選出できない場合には空席とする。ただし、会長は事業の遂行上、会長代行者を置かなければならない。
3. 会長代行者は玉川大学教育学部教育学科通信教育課程学生又は玉川大学教育学部教育学科通信教育課程運営に携わる本学教職員とする。

第8条 役員は本部役員会において選出し、任期はその年度末までとする。但し留任を妨げない。旧役員は、任期満了後は、責任をもって適宜相談的立場で新役員の補佐をする。

第9条 役員の任務は次の通りとする。会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは代理する。書記は会議一般の事務並びに各支部への連絡業務を掌り議事録を保管する。会計は本会の会計を掌り会計簿を保管する。会計監査は本会の会計を監査する。

第6章 会 議

第10条

1. 代表総会は本会最高の決議機関で、会長、副会長、書記、会計、会計監査、本部役員、ほか会長又は会長代行者が必要と認めたる者を以て組織し、会長又は会長代行者は、年度内に一回これを招集する。代表総会成立の基準は本部役員の三分の二以上の出席・委任状を以て成立し、運営に携わる者等の過半数の賛成により決議する。また必要に応じ臨時代表総会を開くことができる。代表総会は次の事項を行う。

1. 年度運営報告
2. 規約改定、役員承認
3. 予算決算承認
4. 本年度計画承認
5. その他

2. 代表総会及び臨時代表総会において第7条に定める本部役員数が不足する場合、玉川大学教育学部教育学科通信教育課程学生から総会出席者を公募して、会長又は会長代行者が議決権を付与することができる。

3. 代表総会及び臨時代表総会において第7条に定める本部役員数が不足する場合、公募による議決権行使者を含めて9名以上をもって成立することとする。

第11条 本部役員会は定期的開催し、且つ必要に応じて会長がこれを召集し、役員三分の二以上の出席を以て成立し、過半数の賛成によって決議する。本部役員会は次事項について審議執行する。

1. 代表総会により附託された諸事項
2. 役員選出、規約改正に関する事項

3. 代表総会の議案作成
4. 各企画について
5. 年度計画の立案
6. 大学との連絡
7. 学生連絡協議会役員会の選出
8. その他

第12条 議決事項は役員が大学に連絡するものとする。

第7章 会 計

第13条

1. 入会金は1,000円とし、入学時に大学通信教育課程を経て納入するものとする。
2. 会費は年額1,000円とし、授業料または在籍料納入時に大学通信教育課程を経て納入するものとする。但し、科目等履修生も含むものとする。
3. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
4. 本会の活動計画により大学と調整のうえ、入会金及び会費の徴収を停止する場合がある。

第8章 その他

第14条

1. 第7条に定める役員を以て事業の遂行が困難な場合は、会長又は会長代行者は事業の一部又はすべてを大学に委託することができる。
2. 学生会会員であれば、大学へ相談の上、企画を運営・実施することができる。

第15条 本会は代表総会又は臨時代表総会の決議により活動を休止することができる。

第16条 本会は代表総会又は臨時代表総会の決議により解散することができる。

第17条 本会を解散した場合は本規約を廃止する。

第18条 本会を解散した場合の会計上の繰り越し金については、代表総会又は臨時代表総会で決議のうえ、大学との協議により取扱いを定めることができる。

附 則

1. 本会に顧問を若干名置く。
2. 本規約は昭和58年8月1日より実施する。
3. 本規約は平成18年8月5日に第7・8・10条を改正し実施する。
4. 本規約は平成21年8月5日に改正し施行する。
5. 本規約は平成23年2月5日に改正し、4月1日より施行する。
6. 本規約は平成30年8月10日に改正し、9月1日より施行する。
7. 本規約は令和元年12月14日に改正し、4月1日より施行する。

芳友会と玉川大学・玉川学園学友会

「芳友会」は、通信教育課程卒業生を以て組織し、会員相互の研修と親睦を図り、本学通信教育の発展に寄与することを目的としている。通信教育の卒業生の多くは全国各地の教育界で活躍し、指導的地位にあるものも数多く、社会の高い評価を受けている。また、通信教育課程学生会とも協力して後輩の良き相談相手となるなど、日頃から活発な活動を続けている。

「玉川大学・玉川学園学友会」は、玉川大学の在学生とその父母及び玉川大学・玉川学園の卒業生等によって組織され、創立者・小原國芳の教えを学んだ兄弟弟子として、お互いに助け合って母校玉川大学・玉川学園の発展に寄与しようとするものである。「芳友会」はもちろんこの中に包括され、玉川大学・玉川学園学友会会員となる。